

平成 28 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成28年 2 月12日 (金) 1 日

宮 古 島 市 議 会

## 目 次

◎ 第1回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	4
○ 2月12日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	11
会期を定めることについて	11
議案審議	11

宮古島市告示第6号

平成28年第1回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成28年2月5日

宮古島市長 下地敏彦

- 1 期 日 平成28年2月12日（金）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
  - (1) 平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）
  - (2) 平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
  - (3) 平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
  - (4) 平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
  - (5) 平成27年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）
  - (6) 平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
  - (7) 平成27年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）
  - (8) 宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - (9) 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
  - (10) 宮古島市港湾施設管理条例の一部を改正する条例
  - (11) 財産の取得について
  - (12) 狩俣小学校屋内運動場改築工事（建築）請負契約について
  - (13) 議決内容の一部変更について
  - (14) 議決内容の一部変更について
  - (15) 専決処分の承認を求めることについて
  - (16) 専決処分の承認を求めることについて
  - (17) 議員の派遣について

## 上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 1 号	平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）	市 長	平成28年 2月12日	平成28年 2月12日	原案可決
議案 第 2 号	平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 号	平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 号	平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 号	平成27年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 6 号	平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 7 号	平成27年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 8 号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第 9 号	宮古島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第10号	宮古島市港湾施設管理条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第11号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第12号	狩俣小学校屋内運動場改築工事（建築）請負契約について	〃	〃	〃	〃
議案 第13号	議決内容の一部変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第14号	議決内容の一部変更について	〃	〃	〃	〃
報告 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	〃	〃	〃	承 認
報告 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
派遣 第 1 号	議員の派遣について		平成28年 2月12日	平成28年 2月12日	派遣

開会日（平成28年2月12日）に応招した議員

棚	原	芳	樹	君	高	吉	幸	光	君
垣	花	健	志	〃	富	永	元	順	〃
濱	元	雅	浩	〃	新	城	元	吉	〃
平	良	敏	夫	〃	亀	濱	玲	子	〃
下	地	勇	徳	〃	佐久	本	洋	介	〃
粟	国	恒	広	〃	下	地		明	〃
仲	間	頼	信	〃	平	良		隆	〃
國	仲	昌	二	〃	眞榮	城	徳	彦	〃
上	里		樹	〃	前	里	光	惠	〃
上	地	廣	敏	〃	山	里	雅	彦	〃
嵩	原		弘	〃	池	間		豊	〃
仲	間	則	人	〃	下	地		智	〃
西	里	芳	明	〃	新	里		聰	〃

平成 28 年

# 第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成28年 2月12日 (金)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成28年第1回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成28年2月12日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 第 2 会期を定めることについて
- 〃 第 3 議案第 8 号 宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 （市長提出）
- 〃 第 4 〃 第 9 号 宮古島市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 （ 〃 ）
- 〃 第 5 〃 第 10 号 宮古島市港湾施設管理条例の一部を改正する条例 （ 〃 ）
- 〃 第 6 〃 第 1 号 平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号） （ 〃 ）
- 〃 第 7 〃 第 2 号 平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） （ 〃 ）
- 〃 第 8 〃 第 3 号 平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第4号） （ 〃 ）
- 〃 第 9 〃 第 4 号 平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） （ 〃 ）
- 〃 第 10 〃 第 5 号 平成27年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号） （ 〃 ）
- 〃 第 11 〃 第 6 号 平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） （ 〃 ）
- 〃 第 12 〃 第 7 号 平成27年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号） （ 〃 ）
- 〃 第 13 〃 第 11 号 財産の取得について （ 〃 ）
- 〃 第 14 〃 第 12 号 狩俣小学校屋内運動場改築工事（建築）請負契約について （ 〃 ）
- 〃 第 15 〃 第 13 号 議決内容の一部変更について （ 〃 ）
- 〃 第 16 〃 第 14 号 議決内容の一部変更について （ 〃 ）
- 〃 第 17 報告第 1 号 専決処分ゝ承認を求めることについて （ 〃 ）
- 〃 第 18 〃 第 2 号 専決処分ゝ承認を求めることについて （ 〃 ）
- 〃 第 19 派遣第 1 号 議員の派遣について （ 〃 ）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ



平成28年第1回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成28年2月12日（金）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
2月12日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決 議員の派遣	

会期=1日

平成28年第1回宮古島市議会臨時会会議録

平成28年2月12日

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(26名)

(閉会=午後零時12分)

議長(4番)	棚原芳樹君	議員(13番)	高吉幸光君
副議長(19〃)	垣花健志〃	〃(14〃)	富永元順〃
議員(1〃)	濱元雅浩〃	〃(15〃)	新城元吉〃
〃(2〃)	平良敏夫〃	〃(16〃)	亀濱玲子〃
〃(3〃)	下地勇徳〃	〃(17〃)	佐久本洋介〃
〃(5〃)	栗国恒広〃	〃(18〃)	下地明〃
〃(6〃)	仲間頼信〃	〃(20〃)	平良隆〃
〃(7〃)	國仲昌二〃	〃(21〃)	眞榮城徳彦〃
〃(8〃)	上里樹〃	〃(22〃)	前里光恵〃
〃(9〃)	上地廣敏〃	〃(23〃)	山里雅彦〃
〃(10〃)	嵩原弘〃	〃(24〃)	池間豊〃
〃(11〃)	仲間則人〃	〃(25〃)	下地智〃
〃(12〃)	西里芳明〃	〃(26〃)	新里聰〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	下地敏彦君	総務課長	久貝喜一君
副市長	長濱政治〃	財政課長	下地美明〃
企画政策部長兼振興 開発プロジェクト局長	友利克〃	教育長	宮國博〃
総務部長	村吉順栄〃	教育部長	仲宗根均〃
建設部長	下地康教〃	上下水道部長	砂川巖〃
農林水産部長	砂川一弘〃		

◎議会議務局職員出席者

事務局長	上地栄作君	議事係長	仲間清人君
次長	伊波則知〃	議事係	狩俣篤希〃
次長補佐	友利毅彦〃		

平成28年第1回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成28年2月12日（金）

	宮古島市監査委員の砂川正吉委員、平良隆委員の両名から、平成27年10月分、11月分の例月出納検査結果報告があった。
平成27年 12月18日	全員協議会が開催され、現在の政務活動費月額5,000円、年額6万円を月額2万5,000円、年額30万円に増額要望することが決定された。
12月24日	12月18日に開催された全員協議会の決定を受け、下地敏彦市長へ「政務活動費の増額について」要望した。
12月25日	宮古島市中央公民館で開催された「宮古島市社会福祉協議会10周年社会福祉大会」に出席し、祝辞を述べた。
平成28年 1月4日	市内ホテルで開催された「2016年宮古島市新春の集い」に出席し、挨拶を述べた。
1月5日	「平成28年宮古島市成人式」が、平良地区、城辺地区、下地地区、上野地区、伊良部地区の5地区会場で同時開催された。そのうち、マティダ市民劇場で開催された平良地区の成人式に出席し、祝辞を述べた。
1月6日	平良西仲宗根で举行された「（仮称）宮古島市ごみ焼却施設等建設工事」における「炉の火入れ式」の神事及び直会に出席した。
1月8日	宮古島市役所平良庁舎北側で開催された第32回全日本トライアスロン宮古島大会「100日前・残暦板設置式」に出席した。 ----- 宮古島市消防本部で举行された「平成28年消防出初式」に出席し、祝辞を述べた。
1月9日	市内ホテルで開催された「内閣府及び平良港整備促進期成会との意見交換会」に出席した。
1月17日	宮古島市下地体育館で開催された「第26回宮古島100kmワイドーマラソン大会表彰式及び交流パーティー」に垣花健志副議長が出席した。
1月18日	市内ホテルで開催された「宮古・多良間家畜市場感謝の集い」に出席した。
1月19日	宮古家畜市場で開催された「平成28年家畜競り市場初競り式典」に出席した。 ----- 議会運営委員会が開催され、諮問した「議員の派遣について」を平成28年2月12日招集予定の平成28年第1回宮古島市議会臨時会の付議事件として告示依頼することについて協議がされた。協議の結果、同件を付議事件として告示依頼することと決定した。
1月20日	1月19日に開催された議会運営委員会の決定を受け、下地敏彦市長へ「議員の派遣について」を平成28年第1回宮古島市議会臨時会の付議事件として告示するよう依頼した。 ----- 東京都内で開催された「港湾関係団体新春賀詞交換会」に出席した。

1月21日	<p>那覇市内で開催された「全日本トライアスロン宮古島大会特別協賛社新年会」に出席した。</p> <p>市内ホテルで開催された「2016年宮古地区医師会新年会」に垣花健志副議長が出席した。</p>
1月22日	那覇市内で開催された「沖縄宮古郷友連合会新年会並びに叙勲受章祝賀会」に出席した。
1月23日	市内ホテルで開催された「平成27年度沖縄県文化協会賞受賞祝賀会」に出席した。
1月26日	全員協議会が開催され、「現在の議長報酬41万5,000円を47万7,000円に、副議長報酬36万3,000円を42万6,000円に、議員報酬34万2,000円を39万8,000円に増額要望すること」及び「新たに常任委員会(3委員会)及び議会運営委員会の正副委員長の報酬を設け、委員長報酬を40万8,000円、副委員長報酬を40万3,000円と要望すること」が決定された。
1月27日	1月26日に開催された全員協議会の決定を受け、下地敏彦市長へ「議員報酬の増額について」要望した。
2月 3日	<p>名護市内で開催された「第161回沖縄県市議会議長会定期総会」に出席した。同総会では役員の補欠選任が行われ、棚原芳樹議長が監事に選任された。また、沖縄県市町村総合事務組合議会議員の補欠選挙が執行され、同議長が当選した。そのほか、平成28年度の年間事業計画及び予算のほか4件の議案が可決された。そのうち3件の議案、①日米地位協定の抜本的な改定について、②鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入について、③待機児童解消にむけた財政支援等については、第91回九州市議会議長会定期総会への沖縄県市議会議長会の提出議案とすることを決定した。</p> <p>東京都内で開催された「全国離島振興市町村議会議長会平成27年度第2回総会」に垣花健志副議長が出席した。同総会では、会務報告のほか平成28年度事業計画及び収支予算が可決された。また、引き続き離島振興に関する研修会が開催され、国土交通省国土政策局離島振興課長吉田幸三氏が「平成28年度離島振興関係予算等について」講演を行った。</p>
2月 5日	下地敏彦市長から平成28年第1回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。
2月 8日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日2月12日の1日とするのが適当であると決した。
2月 9日	東京都内で開催された「全国市議会議長会第100回評議員会」に出席した。同評議員会では、一般事務報告及び各委員会報告があり、報告のとおり承認された。また、平成28年度全国市議会議長会一般会計予算のほか2件の予算について協議され、原案のとおり可決された。評議員会開催前には総務省総務審議官佐藤文俊氏が「地方行財政の課題」について講演を行った。

2月10日	北小学校体育館で開催された「平成28年宮古スポーツ振興表彰式」に出席し、祝辞を述べた。
2月12日	<p>平成27年12月24日付で要望した「政務活動費の増額について」は、下地敏彦市長から現在の政務活動費月額5,000円、年額6万円を月額1万5,000円、年額18万円に増額するとの回答があった。</p> <p>平成28年1月27日付で要望した「議員報酬の増額について」は、下地敏彦市長から「議長、副議長及び議員の報酬は、据え置きとする」「議会運営委員会委員長及び常任委員会（3委員会）委員長の報酬は、月額35万1,000円に改定する」との回答があった。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（棚原芳樹君）

ただいまから平成28年第1回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地栄作君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

1月20日、下地敏彦市長へ議員の派遣についてを平成28年第1回宮古島市議会臨時会の付議事件として告示するよう依頼しました。

2月5日、下地敏彦市長から平成28年第1回宮古島市議会臨時会を告示した旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

そのほかの諸般の報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（棚原芳樹君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において平良敏夫君と新里聰君を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日2月12日の1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（棚原芳樹君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第8号から日程第18、報告第2号までの計16件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

平成28年第1回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案7件、条例議案3件、議決議案4件、報告2件の合計16件であります。

最初に、予算議案についてご説明申し上げます。議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）。今回の補正は4,641万7,000円の補正増で、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ377億1,553万3,000円と定めてあります。

議案第2号、平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。今回の補正は11万9,000円の補正減で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ86億2,957万6,000円と定めてあります。

議案第3号、平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）。今回の補正は4万8,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ1億7,167万4,000円と定めてあります。

議案第4号、平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。今回の補正は9万円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ7億7,891万1,000円と定めてあります。

議案第5号、平成27年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）。今回の補正は129万6,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ62億346万9,000円と定めてあります。

議案第6号、平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。今回の補正は24万6,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ4億6,519万1,000円と定めてあります。

議案第7号、平成27年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で100万円を予備費からの充当、資本的収入及び支出で62万3,000円の補正増で、いずれも給与改定に伴う補正となっております。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第8号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告を考慮し、給料表の改定等を行う必要があるため、本案を提出します。

議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。期末、勤勉手当を引き上げ改定する宮古島市の一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の期末手当の支給割合を引き上げる必要があるため、本案を提出します。

議案第10号、宮古島市港湾施設管理条例の一部を改正する条例。宮古島マリンターミナル株式会社の財産取得に伴い、駐車場料金及びターミナルビルの施設使用料金を新たに制定するには、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第11号、財産の取得について。宮古島マリンターミナル株式会社の財産を取得するには、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第12号、狩俣小学校屋内運動場改築工事（建築）請負契約について。狩俣小学校屋内運動場改築工事（建築）の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第13号、議決内容の一部変更について。スポーツ観光交流拠点施設建設工事（建築2工区）の設計一部変更に伴い契約金額を変更するには、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第14号、議決内容の一部変更について。字の区域の変更について、議会の議決を経た内容を一部変更するには、改めて議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

最後に、報告についてご説明申し上げます。報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（棚原芳樹君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎國仲昌二君

5点ほど質疑したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）のほうですね。ページは12ページ。電子計算費ですけれども、自治体情報セキュリティ強化対策事業ということで5,500万円程度計上されていますけれども、その内容を教えていただきたいというふうに思います。

同じく議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）のほうですね、38ページのほうですね、お願いします。給与明細書が載っていますけれども、その中のその他の特別職というのが1,143人ですね、いるということですが、その他の特別職というのは主にどういう職種なのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから、議案書の24ページ、議案第13号、議決内容の一部変更について。スポーツ観光交流拠点施設の建設工事の変更増額ということで220万円余りですね、また増になっております。これについては、いろいろ市民の間でも心配しているところですが、またここで増ということですが、これ、さらにまた今後増額していくことになるのかどうかをですね、ちょっと教えていただきたいと思っております。

次の26ページの議案第14号、議決内容の一部変更についてというので、議決内容中、換地処分の公告があった日の翌月から翌日から変更するというふうになっていますけれども、これはどういう理由で変更するのかということを教えていただきたいと思っております。

それから、30ページに行きまして、報告第2号ですね、専決処分の承認を求めることについてなんですけれども、地方自治法第180条第1項の規定によりというふうになっています。その地方自治法第180条第1項の規定というのは、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができるとあるんですけども、この軽易な事項というのはどういったものなのかというものを教えていただきたいと思っております。

以上5点、よろしく申し上げます。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

まず、議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）の12ページ、自治体情報セキュリティ強化対策事業についてでございます。総務省は、日本年金機構における個人情報流出の問題、それからサイバー攻撃が急速に複雑、巧妙化している中、マイナンバー制度及び地方自治体の行政に影響を与えるリスクを回避するため、情報セキュリティ強化対策事業を今年度の補正予算に計上しております。いわゆる市町村など自治体に対する情報セキュリティーの対策を強化するというものでございます。市としましても、業務の円滑な遂行を図る上で、情報セキュリティー対策については万全を期する必要があるもの



というふうに考えております。そのため、今回国の補助金を活用しながら、市における情報セキュリティ対策を強化したいというふうに考えているところでございます。

次に、議案第13号、議決内容の一部変更について。スポーツ観光交流拠点施設建設工事（建築2工区）の変更契約について、今後工事費の増額はあるのかということでございます。現在本格的に工事が進められております。今回の変更契約は、当初、来年度で予定をしておりました工事の一部を建築工事の2工区に組み入れて、今年度工事と連続施工することによって、工事の手戻りを解消し、効率的、そして円滑な工事の進捗が図られる。そのため、設計を変更して、変更契約を行うものでございます。したがって、変更契約によって、今後の工事費が増減と申しますか、増額するというようなことはございません。

◎総務部長（村吉順栄君）

議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）の38ページにございますその他の特別職というのがございます。これは、各種行政委員など及び嘱託で採用されている職員など、報酬を支払っている職員でございます。

それから、議案第14号、議決内容の一部変更についてということで、昨年12月定例会で議決していただいたんですが、所管課のほうからは、換地処分公告のあった「翌日」からということで提出することになっていたんですが、議案を提出する際に「翌月」と記載を誤りまして、今回、一度議決を受けた議案については再度、変更があった場合には議決を受けるとということで、今回の提案となっております。申しわけありませんでした。

◎建設部長（下地康教君）

報告第2号、専決処分の承認を求めることについてですね、地方自治法第180条第1項の規定によって専決処分しておりますけれども、その専決する理由ですね、そのご質疑だったと思います。専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項について処分をすることができることありまして、専決処分事項の指定について、中に市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停という事項がございます。それに基づいて実行しております。そのほかにもですね、2つほどございます。その一つは、沖縄県市町村総合事務組合の加入市町村及び一部組合の増減並びに名称の変更についてと、もう一つは市が当事者である和解のうち交通事故に係るもので、損害賠償の額が1事故につき50万円以下のものというふうになってございます。

◎國仲昌二君

どうもありがとうございました。ちょっともう一度ですね、3点ほど。

議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）、12ページ、電子計算費の中の自治体情報セキュリティ強化対策事業、これ多分国の補助金、あるいは地方債あたりでやる事業だと思うんですけども、この補助率と申しますか、その財源内訳ですね、これをちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、38ページのその他の特別職ですけども、ちょっと人数がね、1,143人と多いものですから、具体的に主な、その他の特別職というのは主にこういうものですよと説明していただければ、ちょっとイメージが湧いてわかりやすいと思うので、もう一度お願いしたいと思います。

それから、もう一点ですね、報告第2号の専決処分の承認を求めることについての件ですけども、私は

その専決処分事項の指定についてを聞いたわけじゃなくて、地方自治法第180条第1項に、専決処分することができるのは議会の権限に属する軽易な事項とあるんで、この軽易な事項というのはどういうのを指して軽易な事項と言っているかというのを質疑したつもりなんですけれども、そこについてお願いしたいと思います。

以上3点お願いします。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）の自治体情報セキュリティ強化対策事業についてでございます。補助金が932万1,000円、それから総務債ということで起債をしまして930万円、残りの3,615万8,000円になりますけども、これが一般財源ということになります。補助率についてでございますけども、いわゆる人口が一つの基準となっております。1,000万円プラスの人口掛ける158円の2分の1というのが補助率でございます。なお、起債については後年度の地方交付税措置がされるということになっております。

◎建設部長（下地康教君）

議会の専決処分に関するご質疑にお答えいたします。

まず、地方自治法第180条第1項では、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができるというふうになってございまして、宮古島市におきましては3つの専決処分事項を議会で議決しております。沖縄県市町村総合事務組合の加入市町村及び一部事務組合の増減並びに名称の変更については平成18年6月14日に議決、それと市が当事者である和解のうち交通事故に係るもので、損害賠償の額が1事故につき50万円以下のものは平成20年6月26日の議決、当該、今回の報告第2号、専決処分の承認を求めることについてに係る専決処分事項である市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停につきましては平成20年6月26日に議決をされております。

◎総務部長（村吉順栄君）

議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）の38ページに係るその他の職についてですが、1,143人という多岐にわたります。まず、金額の大きなものから申し上げますと、統計調査員とか、それから大きなものでいいますと外国青年報酬ですね、これとか、救急医療センター医師報酬とか、こういったものが大きなものでございます。多岐にわたりますので、大きなものだけ申し上げました。

◎國仲昌二君

1点だけ、報告第2号の専決処分の承認を求めることについての件ですけども、地方自治法第180条第1項ではですね、軽易な事項という規定があります。この軽易な事項というのが私は何かと質疑したつもりなんですけども、宮古島市では、先ほど答弁があったように、3つの専決処分事項が指定されているんですけども、私が何でこの軽易な事項にこだわるかといいますと、実は宮古島市の専決処分事項の指定の中の交通事故に係る損害賠償の額、これが1事故につき50万円以下のものとなっているんですね。金額が指定されているんですね。ですけども、市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停というのは金額が指定されていないと。この金額の大きい、少ないというのについてはですね、実は東京弁護士会とか、そういった自治体法務研究というのの中で、金額の多寡、要するに多い、少ないというのも軽易な事項の

判断に大きな影響を与えると、ですから金額の上限を設定しない専決の議決は違法と考えますというように見解もあるわけですね。ですから、この市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停というのの中に限度額を入れる必要があるんじゃないかなと思うんですけども、それについてはどうなのかというのを、じゃお聞きしたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

専決処分に関するものに関しましては、金額を入れる必要があるのではないかと、市営住宅の件に関しましてですね、そういうご質疑だったと思います。これはですね、金額を入れていないという理由は、1つはですね、それぞれ家賃が入居者によって違います。おおむねですね、大体3カ月から始まってですね、6カ月、それと12カ月というようなハードルを我々のほうで、業務のほうで設定しております。その中で、やはり金額にばらつきがありますので、基本的には金額を指定していないというふうに理解していただきたいというふうに思います。

◎議長（棚原芳樹君）

ほかに質疑はありませんか。

◎亀濱玲子君

何点か質疑をさせていただきます。

まず、議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）の12ページ、今も國仲昌二議員が質疑されていましたが、12目電子計算費ですね、その中の自治体情報セキュリティ強化対策事業というふうになっていますけども、今お答えいただきましたけど、説明はサイバー攻撃から行政を守るセキュリティの対策だということなんですけれども、具体的にこれを入れることによって、どこの部がどうなって、具体的にどうしようとしているかが今の説明では全然わからないので、具体的な説明いただきたいのと、今国の補助をもらいながらというけど、実を言うと、見ると、一般財源を多く持ち出すんですね。3,700万円余も持ち出して、5,400万円余という大きな事業をする。これについては、国が進める事業だからというふうにスルーでいきそうですけど、自治体負担がとても大きいんですね。なので、これを1点目は具体的な内容をもっと、役所はシステムがどういうふうになっていくのかと、具体的なその事業の内容を教えてくださいというのが1点。

2点目は、その対策については自治体の、例えば、なぜそういうことを聞くかということ、今個人情報、これやっても情報のセキュリティは守れないのだということが指摘されているわけですけど、それを入れるに当たって、これは自治体の判断によってこの事業は導入できるのかということの2点。やる、やらないは自治体で判断できるのかということについて、この2点目を教えていただきたいと思います。

次に、議案第11号、財産の取得についてということで、物件一覧が出ておりますけれども、詳しくその購入するところの説明をいただきたいというふうに思います。

続いて、議案第13号、議決内容の一部変更についてですけども、スポーツ観光交流拠点施設、もう本当にどんどん事業費が膨れ上がっていくという中ですけど、たとえ200万円余といえども、本当に見切り発車をしているというふうに私は思うんですが、これは今度の全員協議会の中でも、本当にこのままで済むのかと、もっともっとどんどん膨れていくのではないかとということも指摘する声も出ました。なので、あえて聞きますけれども、この事業費がですね、さきの議会で振興開発プロジェクト局長がおっしゃった、

例えばフットサルやゲートボールぐらいにしか使えないようなのが指摘されました。人工芝だけ、これでいいのかも指摘されました。そしたら、何かセルラードームなどを調べながら、再度新たな活用ができないかというのを調べますということをお答えになりましたけど、もしもそういうふうにして、今現在43億円まで来ていますけど、これをさらに調べて、もっとこういう設備をつける必要があるんだ、もっと設計を変更しなければいけないんだったら、この43億円はもっと膨れ上がるというふうに当局は考えているのかということをお答えいただきたいと思います。

以上お聞きして、また再質疑します。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）、自治体情報セキュリティ強化対策事業の内容でございます。なかなか説明難しいんですけども、現在庁内のシステムといいますのは住民情報システム、これは住民記録でありますとか、税の情報、あるいは福祉の情報がシステム化されております。これらの情報を、現在も対策は講じているところではございますけども、いわゆる持ち出しというものを不可、できなくすることを強化するというような内容でございます。わかりやすく言えばUSBメモリーというものがございます。そういったメモリーなどに落とし込めないように、持ち出しをできないような強化策をするということでございます。

次に、自治体の判断かということでございますけども、他の自治体についての判断を云々と申し述べることは差し控えたいというふうに思います。市としましては、やはり情報のセキュリティ対策というのは強化、万全を期す必要があるということで、今回の補正といいますか、国の補助金も活用しながら強化対策を講ずるということでございます。

それから、スポーツ観光交流拠点施設の事業費、43億円余というのがこれまで説明をしまりました。その使用に当たって、利用に当たってはですね、セルラードームの例をというような答弁をしましたが、当初からスポーツ利用のみではなく、さまざまなイベントでありますとか、会議でありますとかという利用を想定をしております。そのことから人工芝というふうなフロア的设计をしているところでございます。ですので、今後さまざまな利活用が可能となる中で、この事業費が膨れ上がってくるのかということでございますけども、当初計画をしておりました設計の内容で現在も事業が進んでおりますし、今のところそれを大きく変更するというようなことではございませんので、43億円余の範囲で事業が完了するものということで現在事業を進めているところでございます。

◎建設部長（下地康教君）

議案第11号、財産の取得についてのご質疑がございました。これは、マリントーミナルビルに関する財産の取得でございます。その内容をご説明していただきたいということでありますので、まずですね、土地ですね、これが建物が座っている土地と駐車場を合わせますと、面積が5,631平方メートル、金額にしますと9,810万円、建物がですね、延べ床面積が3,852.08平方メートル、金額にしますと2億351万円というふうになってございます。

◎亀濱玲子君

再度質疑させていただきますけれども、この議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）の今12ページの自治体情報セキュリティ強化対策事業のことについてお答えいただきましたけれど、

これはいわゆる国からの強制ではなくて、自治体判断で導入する、導入しないを決められるかということを開いたつもりですけれども、ほかの自治体のことをとやかくとか、そうじゃないんです。国からのどうしてもこれはやらなければいけないという義務として来ているのか、それは自治体判断で入れる、入れないということではできるのかということです。これは、余りにも一般財源からの持ち出しが大きいということもあるので、それを聞きたいと思います。

もう一つ、スポーツ観光交流拠点施設は、今こんなふうにお答えいただいていますけど、もともと兵庫県姫路みなとドームを視察したときに8億円というのを聞いた人たちが30億円は高過ぎるという話から始まって、30億円、この中でおさまるような話だったのがどんどん、どんどん膨れ上がっているわけですよ、想像を超えて。おっしゃるように、43億円でおさめますと今おっしゃっていますが、例えばフットサルだけではない、ゲートボールだけではない、ほかの事業ができるようにしようとすると、今の構造の中で全てがそれが賄えるわけではないと私は思って、だから調べて、例えば設計の変更がある、あるいはほかのことができるように人工芝が何かに変わるだとか、そういうことをしようとすると、再度設計の変更と工事が追加されるでしょうということを、なぜそれがないうまに、43億円の中でおっしゃっているようなほかの事業が何か幾らでもできるような、幾らでもとは言いませんけれども、その可能性があるようなということをおっしゃっているけれど、そういうことが今まできちっと説明されていないから、今ここに来て、予算に賛成した皆さんでも、大丈夫なのかと、市民は本当に疑問を持っているけど、大丈夫なのか、これ以上膨れ上がらないのかと聞いているわけで、なのでこのほかに、例えばほかの競技ができるようにしようとすると、設計変更や新たな設備なのか何か、よくわかんないんですけど、それについての可能性は全くないんですか。それについてお答えいただきたいと思います。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）の情報セキュリティー対策がいわゆる国からの指導のもとでなされているのかということでありまして、いわゆる国はですね、市町村における、あるいは県も含めてです。自治体の情報セキュリティー対策の強化として補助金を、補助事業を補正でもって創設をしていると。市町村、宮古島市においても、やはり情報のセキュリティー強化というものは重要であるという認識でもって、幸いにも国の補助金もございますので、それを活用して今回情報セキュリティーの強化をしようというものでございます。他の市町村の強化と、強制というようなものについて私が述べるようなことではないというふうに思っております。

それから、スポーツ観光交流拠点施設のですね、いわゆる今後の設計の変更というふうなことでありますけれども、まず今回のですね、変更契約といいますのは、工事の内訳の変更であって、つまりは来年度予定していた工事を今年度前倒しをして執行するといういわゆる工事の中身のですね、変更ということでございまして、施設のあり方を設計変更するというものではございません。今後の設計変更についてでございますけれども、いわゆる人工芝にしたのは、既存の体育館でありますとか、そういうものとのすみ分けということではございますので、このスポーツ観光交流拠点施設で全てのスポーツなり、あるいはイベントなりができるということではございません。限りはございます、当然。ですから、今進めている設計といいますか、事業の内容といいますのは、いわゆる基本計画で示したスポーツ利用でありますとか、イベント利用でありますとか、そういったものが可能となるような事業、工事の進め方、設計をしているんであ

て、今後また設計変更するというようなことはですね、今の時点ではまず考えておりませんので、あくまでも現在の設計の中でできるスポーツ利用でありますとか、イベント利用でありますとか、会議利用でありますとか、そういったものを現在想定をしているわけですので、設計を変更して工事費が増額になると、事業費が増額になるというようなことは今のところ想定はしておりません。

◎亀濱玲子君

もう一度確認をいたします。これは、今言っている議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）の電子計算費の自治体情報セキュリティ強化対策事業は、国からの義務というか、これはどうしてもやるようにという指示があったわけではないという理解でよろしいかというのが1点。

もう一点は、今のスポーツ観光交流拠点施設ですけど、今の答えで誰も納得しませんよ、振興開発プロジェクト局長。今まで問題になったのは、殊のほか43億円もつぎ込んでやるにしては、例えば何が使われるんですかといったときにフットサルとかゲートボールがというふうな話で、思った以上に利用度が低いというようなことから問題になったから、そのことが出たんであって、じゃそれは全く今度、今これから後、新たな設計や工事がないうまま、どういう利用ができるのかという検討だけを今その活用検討委員会に上げているということですか。現時点ではといても、これから後に、いやいや、こういうふうなスポーツが、例えばバレーボールができるようにしたい、テニスができるようにしたい、何ができるようにしたい、いろんなのが要求が出てきたときに、それに対する対応しようとする、当然それに伴う工事とかというのは想定できるわけです。なので、それをまるで、これしませんよという中で、じゃ何についての利用度が上がっていくというふうに工夫されるのかというのがね、少し想定しにくいわけですよ。当然それは、さきにはそれを考えなかったんだけど、いや、今となってはこういう要求が上がってきたので、バレーボールもできるようにしようと思ったらこういう工事が必要ですよということになりはしないかと、そういうことが想定されるから、聞くんであって、43億円以上は使いませんみたいなことをおっしゃっているけれど、じゃその範囲で新たないろんなスポーツや事業に活用できるということが言えるんですか。それについて、そうならそうというふうにお答えいただきたいと思います。

次に、議案第11号、財産の取得についてですけど、建設部長がお答えいただいたのは見ればわかるわけですけど、雑種地と書かれている、原野と書かれているものが番地しか書かれておりませんが、それについてはどこを指してこの財産の中に、建物はもちろんわかるわけですけど、雑種地と書かれているところ、あるいは原野と書かれている、どの範囲がこの財産の中に入っているかということを説明を追加していただけますか。よろしく願いいたします。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）、まず、自治体情報セキュリティー対策についてでございます。国からのいわゆる指導といいますか、いわゆる国からはですね、都道府県内市町村における必要な情報セキュリティー水準の確保のための支援をするということでございまして、特段強制をするというふうなものではないというふうに理解をしております。

それから、スポーツ観光交流拠点施設についてでございます。重ねて申し上げますけども、フットサル、ゲートボールに限定するものではないんです。先ほどから申し上げているように、イベント、イベントもさまざまなイベントがございます。会議も大小さまざまな会議がございます。そういった幅広い活用をし

ようということをごさいますて、まさに今取り組んでおりますのは、県の沖縄観光コンベンションビューロー、あるいは東京事務所、大阪事務所といったようなところとですね、情報の交換をして、いろんな会議利用、イベント利用の可能性が高いというような指導もいただいているところでございますので、もちろん今後この施設を整備する中で、利活用の幅についてはですね、さまざまな視点からその活用の幅を広げていくような誘致活動に取り組んでいきたいというふうにごさいまするところでございます。

それから、バレーボールでありますとか、バスケットボールでありますとか、いわゆる室内、いわゆる既存の体育館でできるようなスポーツについては、先ほど申し上げましたように、体育館で可能であろうと、対応できるということでもって、このスポーツ観光交流拠点施設ではそういう室内、床を使うようなスポーツについては想定をしております。ただですね、人工芝の上でバレーボールコートが仮設的に、あるいはバスケットボールコートが仮設的に設置できるような使用も可能だというふうなことも聞いておりますので、それは施設的设计変更といいますよりは、コートですね、設置をどのようにすべきかという、どういう方法ですべきかということをごさいまする、今後検討、議論をする必要があるのかというふうには思っております。

◎建設部長（下地康教君）

議案第11号、財産の取得について、マリントーミナルの内容でございますけれども、まず土地ですね、土地がどのようなになっているかと、その内訳でございますけれども、基本的にはマリントーミナルの建物が建っている場所と、それともう一つは駐車場というふうにごさいまするに目的が2つに分かれております。その駐車場はですね、そのうちどれに当たるかということをごさいまするけれども、今ちょっとこれ調べております。すぐに答えは出ると思いますが、その中の一つは駐車場用地になってございまして、それ以外はマリントーミナルビルがですね、4階のビルが建っている場所になるという形になります。その駐車場に關しましては、ちょっとその地番に關しましてですね、駐車場の地番に關しましてはもうちょっと待っていただきたいと思っております。

（「議長、休憩いただいて、確認をしていいですか」の  
声あり）

◎議長（棚原芳樹君）

休憩します。

（休憩＝午前10時53分）

再開します。

（再開＝午前10時57分）

ほかに質疑はありませんか。

◎新城元吉君

報告第2号の専決処分の承認を求めることについてをお尋ねいたします。

これ訴えの提起についてであります。家賃の滞納ですね。これ別紙のほうに詳しく出ているんですけど、訴訟の遂行方針は3つほど上げられています。現在に至るまで、この訴訟遂行の方針に適用するような事態は生じていないのかということね、現時点で。

それから、これはもう具体的にですね、実名が出て、公表されているわけですから、非常に気になるの

はね、それぞれの方に十分に面接をして、督促はしたのか。それから、公表することによって人権上の問題というのは発生しないのか。どのような理由で滞納しているかというのを十分聞き取った上でこうやって公表する。これ大変なことですよ、公表しているわけですから。その中で気になるのはですね、例えば団地名、川満団地、Aさんの月額家賃が4万4,800円、それから北団地のBさんが10万3,100円の家賃になっているんですよ。

(「それは言わないほうがいい」の声あり)

#### ◎新城元吉君

いや、公表されているわけだから、議会に出てくるというのは。こういうようにね、公表して人権上の問題がまずないのかということ、公表するについて、そういうことを気にしなかったのかということ。それから、それぞれに対してね、十分に面接して、なぜ家賃を滞納する状況になったのかということをも本人から十分に聞き取り調査した事実、それからその調書はあるのかということの確認。それから、滞納の理由をですね、十分聞き取り調査したかというようなこと。想像するに、これは本市は民間業者に家賃の徴収を委託しているわけですから、しゃくし定規にね、どうも調べて、長期滞納、先ほどもあったように、1年とか2年とか3年とか、長期滞納者としてこれを発表しているんじゃないかと。市は、それを受け取ったまんま、これをどうも提訴の用意をしているんじゃないかという感じがしましたのでね、先ほど申し上げましたいろんな面接による聞き取り、そういうものは、なぜ滞納しているか、それから先ほど2人上げたんですけど、これはかなり家賃が高いということは、家賃というのは所得に応じて課せられているわけですから、所得の多い人であろうと思うけど、かなり家賃が高い上に長期滞納で処分されようとしています。だから、こういういろんな細かいのをね、十分聞き取りしたかということをもまずお尋ねしたい。人権上の問題についても問題ないかと。調書は存在するかと、聞き取りのね。

#### ◎建設部長（下地康教君）

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、市営住宅の建物の明け渡し等請求事件に関するご質疑でございます。

まず、明け渡しの請求をする方々にどういう手続でそういうふうになっているのかというご質疑がございました。お答えいたします。まずですね、滞納が発生をします。その次にですね、我々としては督促状ですね、督促状というのを出してあります。それに、次はですね、3カ月以上または10万円以上の滞納者に関しましては催告書というのを出します。連帯保証人宛てに、また市営住宅の家賃滞納額を通知します。次に、6カ月以上の滞納があった場合に、また新たに催告書を出しております。それと、また次に12カ月以上ですね、滞納があった場合ですね、連帯保証人におきましても家賃の債務の履行協力願というものをしております。そういった措置に関しましては、一向に対応していただけない方に関しましては、例えば滞納家賃の納付または納付誓約書による分納をお願いしまして、それでも応じない方はですね、法的措置対象者選考委員会において選考しまして、それで最終催告書を出しております。それにおいても対応がないという方におきましては、今回の議会で提案させていただいているということでございます。

#### ◎新城元吉君

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、今建設部長が語る述べられたことは、それは家賃



滞納の場合の市の方針、決まりであって、私が聞いたのは、これだけ名前も公表して、そして提訴の用意までしている状況に至る過程においてね、それぞれやっぱり人間は長い間生活していく中で計画的に所得を得られない場合だってある。それに伴っているような生活費の支払いができないという状況等が個人個人みんなあるわけですよ、多かれ少なかれね。こういうようなことを十分にね、督促、いわゆる話を聞いて、それぞれ、これはもう名前を公表するということは非常に人権にもかかわる問題ですからね、公表皆さんしているわけですから、ここに至るまでにどういう理由で滞納しているかという調書は十分とれているかと、調書の存在はあるのかと、一人一人から。この5人、具体的に上げているわけだから。ただ家賃の徴収を民間業者に委託して、そこが市の方針に基づいて、こういうメンバーが長期滞納していますからということで、市は、じゃ市の方針に基づいて提訴するというような形で、しゃくし定規にやられているんじゃないかなと思うにつけですね、このいろんな人権にかかわる問題、それから家賃を滞納せざるを得ないような、所得が得られない状況が何年か続いているとか、あるいは何カ月か続いているとか、こういういろんなものがあるはずなんです。こういうものを十分聴取して聞き取りした、その調書というものは存在するのか、またどういう方法で面接しているのかということなどを具体的にお聞きしたいということ。そもそも公営住宅というのはですね、住宅困窮者に対して優先的に入ってもらう仕組みなんです。これ全国共通。いわゆる団地というのは、こういうことを鑑みればね、やっぱりそれぞれの事情でね、所得の多いとき、少ないとき、こういうのも発生しているわけですから、こういう事細かなことで十分調書をとって、分割して払いますとか、こういうのを十分調査した上でこういう提訴に至るような過程になったのかということをもっと具体的に説明してください。

#### ◎建設部長（下地康教君）

報告第2号、専決処分承認を求めることについて、まずですね、訴訟対象者を限定するに当たり、どのような手続が行われているかということだと思います。我々としましてもですね、先ほど申しましたように、3カ月の滞納、また10万円以上とかですね、6カ月の滞納、12カ月の滞納、そのいろいろなハードルを設けております。その中において、やはりその滞納者につきましてですね、いろいろな形でアプローチをしまして、いろいろな分納という形も提案をしまして、いろいろ指導して、指導といいますか、ご相談に乗りましてですね、そういうふうにして家賃を納めていただくようにしています。また、その調書の存在はあるのかという形に関しましても、これはちゃんと指定管理をしております、その指定管理の会社のほうですね、そういった本人に対する連絡、それとまた来ていただいて、相談に乗った日付等々はちゃんとチェックがされております。また、報告も受けてございます。そういう意味で、しっかりと我々のほうも対応しているつもりでございます。それでですね、そういった形でまた保証人ですね、保証人の方にもですね、いろいろご連絡をしまして、どうにかご協力いただけないかというようなご相談もさせていただいております。

それと、もう一点ですね、実名を公表しているのは問題ではないかというご質疑がございました。これに関しましてはですね、これはあくまでもこれ公表、今議案として出しているものは公表ではございません。こういう方々が訴訟対象者となりますよということで議会議員の皆さん方にですね、それでよろしいですかというようなご提案をさせていただいておりますので、これは正式には公表ということにはなってございません。

◎新城元吉君

ただいまの報告第2号、専決処分の承認を求めることについては大体理解したつもりでありますので、もう一点、別の議案第14号、議決内容の一部変更について、26ページです。これに換地処分の公告があった日の翌月から、それを翌日からに変更するということなんですけど、これをですね、月を日にするという内容ではどのような不都合があって、即ね、公告の翌日からこれを適用するというぐあいに変えているんですが、またどうしてこういう議案が提案されていたのか。それがどういう理由でこれを改めたいと。翌月からというのを翌日からにしたいということですから、この換地処分問題は、これいろんな圃場整備事業においても換地の公告とか、こういうのはあろうかと思うんですけど、こういうものに全部適用されるような内容の変更なのでしょうか。これは、平成27年第8回宮古島市議会定例会における議案第119号とだけ書いてあるんですけど、一般に換地の公告についてはやっぱり翌月からなのか、即、翌日からなのかということも絡めて説明をしていただければありがたいなと思います。なぜ月を日に変えたのか、不都合があるのかと。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

議案第14号、議決内容の一部変更についてお答えいたします。

翌月をなぜ翌日にしたのかということですが、地方自治法施行令第179条の規定で翌日というふうになっております。12月定例会で提案した議案の中で記載をですね、翌月というふうに提案をさせていただきました。それで、調べてみたら、地方自治法施行令の中で翌日というふうになっておりますので、今臨時会のほうで変更をさせていただきたいと思っております。

（「ちょっと休憩して」の声あり）

◎議長（棚原芳樹君）

休憩します。

（休憩＝午前11時11分）

再開します。

（再開＝午前11時12分）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 聰君

議案第10号のですね、宮古島市港湾施設管理条例の一部を改正する条例が出ているんですけども、この中に出ている使用料の額ですね、これの積算根拠はどうなっているかと、現行の家賃を基本として割り出して、この数字が出ているのかどうかということをもまず1点は確認したいなと思います。

もう一つは、駐車場使用料、これももう少し安くできないのかな、市長。時間ごと100円ということですけども、私もよく利用するけど、少し高いかなと思いながら利用しているんですが、市が財産を購入してやっていくというのであれば、もう少し、半分ぐらいにしてもいいのではないのかなという思いがするんですが、これについてもお答えいただきたい。

次、議案第11号、財産の取得についてですね、先ほどの質疑の、建設部長に確認したいと思うのが、雑種地のままでそこに上物は建てられるのかということのを、さっきはできるというような答弁だったと思うんですが、これ、それでいいのか、間違いはないのかどうか。雑種地というのはいろんなところにたくさん

あって、これを民間がそのままそこで建物を建てたいというときにもそれ可能なかどうか、そこら辺も含めての答弁を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

議案第11号、財産の取得について、雑種地で建物が建つのかということでございます。結論からしますと、これは建ちます。それで、地目においては雑種地となっておりますけれども、今当該用地に関しましては、これは埋め立て用地でございます。埋め立てをする場合はですね、埋め立て免許というのを申請をしまして、それで免許がおりて、埋め立てをするという形になるんですけれども、その願書の中に目的、用地のですね、目的をちゃんと記入します。その中で、目的においてどういう土地の利用がされるかという中で、その土地の制限がかかります。建物を建てるのであれば、そこに建物を建てるという願書の内容をちゃんと記述します。そういう意味では、マリントーミナルにおいては、あちらの用地、土地利用においてはですね、埋め立て願書の中でちゃんと規定されておりますので、そういう目的に基づいて建物が建っているということでございます。

（議員の声あり）

◎建設部長（下地康教君）

答弁漏れがございました。議案第10号、宮古島市港湾施設管理条例の一部を改正する条例、駐車場の使用料の根拠と現在の料金を安くできないかというようなご質疑だったと思います。駐車場使用料の根拠につきましても、マリントーミナルビルのほうで今現在その駐車場をですね、施設を整備するに当たり、算定した根拠というのがございます。それに基づいて、当分の間はですね、当分の間はこの使用料でやっていきたいというふうに考えております。

（「少し休憩」の声あり）

◎議長（棚原芳樹君）

休憩します。

（休憩＝午前11時17分）

再開します。

（再開＝午前11時18分）

◎建設部長（下地康教君）

マリントーミナルの店舗の使用料ということでございました。これは、現在はですね、マリントーミナルビルが清算のですね、家賃といいますか、返済の関係で家賃を設定しておりました。それで、今回はですね、我々のほうはですね、購入するに当たりまして、使用料の統一を図るためにですね、不動産鑑定を行ってございます。その中で、不動産鑑定の中で現在の家賃を決めているという形でございます。

駐車場使用料に関しましては、先ほどの形で、当分の間はですね、そういう形でやらせていただきたいというふうに思っております。

◎新里 聰君

ということは、この議案第10号、宮古島市港湾施設管理条例の一部を改正する条例、家賃については現行の使用料から算出した額ではなくて、この施設、建物を購入する額から割り出した金額という捉え方でよろしいですか。今宮古島マリントーミナル株式会社が賃貸させている、市もそこから賃貸して使用料払

っているんだけど、具体的に言うと、その値段よりは安くなるのかどうかということです。今の値段を基準として、それで割り出したというのであれば、大体これでやっても、4月以降、市が購入した後でも大体こういう料金で使用料いくよということになると思うんですけども、そうでなくて、不動産鑑定の結果によって建物、土地を購入するわけですから、それから割り出したというのであれば、現行より高くなるのか、安くなるのかということが生じてくると思うんですけども、その辺を説明いただきたいなと思います。

それから、宮古島マリンターミナル株式会社が駐車場を運営しているについてはもう非常にきつい経営しているから、その金額でもいいのかなと、そういう利用していたんだけど、やっぱり市が管理するととなると、ちょっと割高で、今ちょっとあったけど、宜野湾市あたりは24時間使用して300円とかというところもあるというわけですから、ちょっともう少し金額考えてもいいのではないのかなと。当面はこのままいくとしても、検討に値するとかという感じぐらいでの説明はしていただきたいなと。

もう一つね、議案第11号、財産の取得についてですか、雑種地の上に建物をつくることは構いませんと、それで埋立地免許取得のときに、そこには上物をつくるという形で免許が取られているから、問題ないという話ですから、それでよしとしましょう。ただ、一般的に考えるのは、雑種地となっているところに民間が、ここでホテルをつくりたいとか、ここで家をつくりたいとかというときに、その土地の用途変更しなくて可能かどうかということを確認したいわけです。それは、どの法律に基づくかわからないけども、そういうのもできるのかどうかと。市では、免許を取るときにもうそこには建物をつくとやったから、問題ないと。ただ、それをもって雑種地にはみんな建物できますよとなると、じゃ民間がどこかで何かつくるといえるときに、ここは雑種地ですから、ここに何か建物、家をつくりたいとか、ホテルをつくりたいとかいう形で申請してもそれは認められるのかどうかという、その観点での質疑ですので、それも許されるものなのかどうか、お答えいただきたいと思います。

#### ◎建設部長（下地康教君）

まず、議案第10号、宮古島市港湾施設管理条例の一部を改正する条例、マリンターミナルビルの家賃の設定に関するご質疑にお答えしたいと思います。

これ私が先ほど申し上げましたのは、使用料を確定するための不動産鑑定でございます。要するに宮古島マリンターミナル株式会社の財産を不動産鑑定したということではございません。使用料を算定するための不動産鑑定を行ったということでございます。その中で、そういう数字をもとにしましてですね、そういう現在設定をしまして、今回の議会に上程をしているということでございます。

それと、議案第11号、財産の取得について、土地ですね、今度土地に関するご質疑がございました。これ私が申し上げましたのは、公有水面埋立法というのがございます。それに基づいて土地利用がなされたものに関しては、建物が建つという形でございます。それと、もう一つはですね、普通のといいますか、従来の陸地に関しましては建築基準法等々の法律がございまして、それに基づいて建物が建つという形になります。

#### ◎新里 聰君

だから、議案第10号、宮古島市港湾施設管理条例の一部を改正する条例、ここに出されている数字は、使用料のですよ、現行よりは安くなるのか、高くなるのかというのが一番聞きたいところさ。これでもっ

て算出してやったら、今払っている現行の賃貸料との比較はどうなるのか、多くなるのか、低くなるのかというところね。

議案第11号、財産の取得について、建築基準法上は、建物を建てる時は、雑種地であっても用途を変更して、必ずしもこれ宅地としなきゃいかんのかどうかわからんけども、そういう何かそこに建物をつくるための用途は変更しないとできないという確認でよろしいかということ、ちょっとお願いします、最後。

#### ◎建設部長（下地康教君）

まず、議案第10号、宮古島市港湾施設管理条例の一部を改正する条例、家賃の問題に関してお答えいたします。

これ現行はですね、大分幅がございます。まず、1階はですね、1平方メートル当たり406円から2,370円まで、2階がですね、1平方メートル当たり1,414円、3階が1,767円から2,690円、4階が754円から2,510円と、かなりばらつきがございます。それは、宮古島マリンターミナル株式会社のいろいろ経営に関する事情があったというふうに思いますけれども、我々としましては、先ほど申し上げましたように、家賃に関する不動産の鑑定を行って、それに基づいて家賃を設定しておりますので、若干高くなったりですね、また低くなったり、そういったばらつきはちょっと出てくるというふうに思っております。ちなみにですね、家賃の設定は不動産鑑定をしております。それとですね、もう一つ、我々に縛りがあるのは、特別会計でこのビルを運用する形になります。その特別会計に関しましてはですね、一般会計から予算をお借りして、それで運用すると、運営をしていくという形になりますので、それなりの縛りがあるというふうなご理解をいただきたいと思います。

（「議長、少し確認したいんで、休憩を」の声あり）

#### ◎議長（棚原芳樹君）

休憩します。

（休憩＝午前11時27分）

再開します。

（再開＝午前11時28分）

ほかに質疑はありませんか。

#### ◎上里 樹君

議案第9号ですね、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてですけども、この改定に当たって、労働組合との協議は行ったかどうかを確認したいと思います。

それから、報告第2号、専決処分の承認を求めることについてですけども、いわゆる訴訟対象者が5件ありますけども、この中でいろいろ訴えに至るまでのハードルがあることをご答弁いただいていますけども、そういう時々で本人たちが置かれている状況の中でですね、どういう状況に置かれているかという掌握が必要だと思いますけども、この中で具体的にお聞きしますけども、相談ができた件数は何件あるのかをお伺いします。いわゆる通知だけで、それが反応がない、全く応じてもらえないということでこの訴訟に至っているのか、それともその間相談があったけども、要するに条件がのめなような、そういう状況下で今訴えが行われようとしているのかどうか、確認をしたいと思います。

◎総務部長（村吉順栄君）

議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてのご質疑ですが、職員労働組合との交渉については、市の職員の給与に関することについては、それは勤務条件の変更に当たりますので、組合との団交は行いますが、議案第9号については特別職についての条例の改正でございますので、団交は行っておりません。

◎建設部長（下地康教君）

報告第2号、専決処分承認を求めることについて、市営住宅の家賃の滞納に関する訴訟のご質疑でございますけれども、これは私どものほうはですね、基本的には3カ月以上の滞納があった場合はですね、まず本人のほうにご連絡申し上げまして、相談に来ていただきたいというふうなご連絡を申し上げます。それで、それにお応えいただいた方はですね、また家賃の滞納分の分納とかですね、そういったものを相談を受けまして、少しずつ払っていただくことにしております。そういったものにですね、来ていただけない方がいらっしゃいます。そういった方には、3カ月、6カ月、12カ月と、いろいろな期間をですね、目安にご連絡を申し上げて、それでまた来ていただいて、またそういうふうなご相談をしております。それに加えましてですね、保証人になられている方々にもですね、ご連絡を申し上げまして、いろいろなお話をさせていただいているところでございます。

◎上里 樹君

報告第2号、専決処分承認を求めることについてのいわゆる家賃滞納の件ですけども、私がお聞きしたいのは、そのハードルについては、その時々に対応についてルールがあることはよくわかりました。ですから、具体的にお聞きしたのは、この5件中、相談に応じた件数は何件あるのかということです。それをお聞きしたい。

◎建設部長（下地康教君）

報告第2号、専決処分承認を求めることについて、対象者になっている方々の相談があったかどうかというご質疑だと思います。基本的にはですね、こちらに上がっている対象者の方々はですね、相談がなかった方のご理解いただければいいと思います。確かに我々のほうで区間、区間といいますか、ポイント、ポイントでですね、ご連絡は申し上げているんですけども、それに関して来ていただけなかった、また対応していただけなかったという形の方々がですね、この5名というふうになってございます。

◎上里 樹君

私は、確かに家賃滞納ということはあってはならないことだと思うんですね、義務ですから。ただ、行政側、担当課がまず3カ月以上の滞納がある方々を連絡をして、相談に応じてもらっていると、その際に分納にさせていただくという、それでさらに6カ月、12カ月と、いろんなハードルが高くなっていきますけども、それに応じた対応というのがされているというのは賢明な対応だと思うんですね。けれども、せっかく設けられているそのハードルというか、を越えるに当たって、分納に応じていただくという大事な相談にただの1件も来ていないというのはどうしてなのか、何が想定されるのかというふうに考えているのかをまず1つ。

それから、もう一つは、相談に来ないイコール悪質というふうにみなしているのかということですね、私が聞きたいことは。私は、えてしてこういう家賃滞納者があった場合、市が直接訪ねていくということ

は必ずやるべきだと思うんですね。というのは、この中で、どういう世帯か私はわかりませんが、1人世帯の場合、全国でも問題になったように、孤独死のケースもあります。ですから、各課が連携をとって、そういった家賃滞納している、例えば電気や水道はどうなっているかという調査、そういったものも含めて、きちんと置かれている状況を把握するというのは大事な行政の役割ではないかと思うんですよ。そういうことをやったかどうか。

◎建設部長（下地康教君）

今回の報告第2号、専決処分承認を求めることについてに上がっている方々に対して、いろいろな形でのアプローチ、訪問も含めてですね、それがあつたのかどうかというご質疑でございました。これはですね、基本的に我々のほうとしましては指定管理を委託をして、受託をしている方のほうですね、そういうことを、戸別訪問をしてございます。これは、戸別訪問の報告は受けております。そういった形で戸別訪問をしながら、ご質疑にあつたようにですね、例えば1人住まいのお年寄りであるとかですね、そういった方々にも一応確認の意味で、元気ですかというような確認の意味でも、自宅のほうにですね、訪問をしているという報告は受けてございます。確かに我々職員のほうですね、それぞれ個別に相談に行つたかということは今のところは確認はしておりません。議員ご指摘のとおりですね、またそういったものがどうしても必要ということであればですね、またいろいろとその仕組み、システムなりをですね、指定管理者といろいろ話をしながら進めていきたいというふうに考えております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（棚原芳樹君）

休憩します。

（休憩＝午前11時38分）

再開します。

（再開＝午前11時40分）

ほかに質疑はありませんか。

◎池間 豊君

議案第11号、財産の取得について、宮古島マリンターミナル株式会社の件で幾つか質疑されておりますけれども、いよいよ購入ということで3億1,800万円余が計上されております。今回の垣花義一代表清算人と契約を済ませた後は、そこで働いている方たちの身分、扱いというのが非常に気になります。その辺はどうなるか、お答えをお願いします。この契約が終わった時点で清算という形になるはずですから、その時点で働いている方たちの状況がどうなるのかですね、その辺をよろしくをお願いします。その1点です。

◎副市長（長濱政治君）

現在3人の方がいらっしゃいまして、3人の方々それぞれに、こういう職業はどうですか、こういうのはどうですかというふうな提案をしました。お二人は一応面接には行かれたと、もう一人の方は何か条件が合わないみたいな形の報告は受けております。一応はしっかりとしたところと思ったんですが、なかなかそういう都合よくということではないようでございまして、それぞれのまた考え方もあるようでございますので、一応は条件は出して、こういうことでどうですかというふうなことはやっているところです。

◎池間 豊君

副市長からのお答えがありましたけども、宮古島市はその宮古島マリンターミナル株式会社の筆頭株主だったんですね。ですから、そこで雇用されている方たちの身分というのはそれなりの責任はあると思うんですよ。ですから、今回の清算によって身分の扱いに少しでも不利益というか、不利な部分があったら、それは少し問題かなというふうな思いがします。ですから、副市長がおっしゃるようないろんな手当てもやっているというお答えですけども、できるだけ3人の方がね、しっかりとした仕事につけるように、合併の当時の伊良部の話もよくまだ記憶にあると思うんですけども、そういった部分なんかの環境はつくれないのかなというのも思ったりはしますけども、その辺はどうなのでしょう。お答えをお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

伊良部のときのというのは、公社の職員という、市の職員にということだったと思いますけども、あれは合併協議会の中で採用するというふうな約束をしたというふうなことだと覚えております。今回の場合は、そのようなことはやっておりません。ですから、伊良部のときの公社の職員の採用と、市の職員の採用というふうな形にはなりません。

（「ちょっと確認をしたいんで休憩してください」の声あり）

◎議長（棚原芳樹君）

休憩します。

（休憩＝午前11時44分）

再開します。

（再開＝午前11時45分）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地 智君

議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）の12ページですね、先ほど来から議論されておりますけども、委託料ですね、自治体情報セキュリティ強化対策事業の、5,400万円というかなりの金額になっていてですね、そのうち3,700万円が一般財源からと。私が知りたいのはですね、この金額が出た予算の積算根拠ですね。どういうふうにしてこの予算が上がってきたのか、そこら辺の詳しい説明をお願いしたいと思います。そして、これは随契になるのかどうかですね、見積もりをどういうふうにとったのか、そこら辺の詳しい説明を求めたいと思います。

そして、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、訴えの提起についてですね、家賃滞納の。このところで、北団地で月額家賃が10万3,100円、月数32カ月で滞納額107万6,100円となっているんですが、これ間違いじゃないですか。家賃が10万3,100円というのもちょっと考えにくいですし、これで32を掛けたら329万円余りになります。これ数字の訂正があれば、きちっと直していただけますか。お願いします。

◎建設部長（下地康教君）

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、家賃の訴訟の関係についてお答えいたします。

まずですね、表で示されているように、月額家賃と月数を掛けると滞納額が合わないというご質疑がございました。これは、基本的にはですね、当初はですね、収入申告書によりまして家賃はそれぞれ個人個人が違います。入るときですね。入るとき収入申告をしていただいて、その収入によりましてそれぞれ家



賃を決めます。その家賃を決めてですね、納入していただくんですけども、それが3カ月、6カ月、12カ月というふうに滞納がある場合があります。それは、収入申告があった場合はですね、その金額が滞納金としてカウントされます。しかしながら、その収入申告がない場合はですね、近傍家賃といいまして、これが周りの家賃の算定額がちゃんとあります。それは、もう普通のアパートと一緒に、同等な金額になってきます。それがもう加算をされましてですね、滞納金というふうに加算をされることとなります。つきまして、そういった形でですね、現在の家賃と月数を掛けると滞納額が合わないというような状況が発生してございます。ちなみに、この金額はですね、しっかりと私どものほうで計算された金額というふうになって、ご提示してございます。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）、情報セキュリティー関係の予算の措置についてでございますけども、見積もりを徴取しております。これは、やはり現在システム運用といいましか、管理をしている業者からですね、見積もりを徴取しているところでございます。

それから、契約についてでございますけども、やはり現在運用しているシステムと密接な関連がございますので、これについては随意契約を予定しているところでございます。

◎議長（棚原芳樹君）

ほかに質疑はありませんか。

◎仲間頼信君

建設部長に先ほどのですね、議案第11号、財産の取得について、宮古島マリンターミナル株式会社の雑種地でそのまま来たことについてですね、これ地方自治法の中に表示義務というのがあると思うんですけど、例えば原野か雑種地で建設許可を受けた後に建物が完成した、登記した、そのときには表示義務というのが発生すると思うんです。そうすることによって税金が徴収をされると思うんですけどね、私は他の市で、糸満に西崎というところがあってですね、西崎一帯もほとんど埋め立てなんです。あそこでは、例えば県の機関とか国の機関とかもございまして。法務局とかもね。そういったところもあるんですけど、公有水面を埋め立てた後は、ほとんど私が見る限りでは宅地じゃないかと思うんですけどね、私も糸満で工場を埋立地に持っていたんですけど、埋め立て跡地にですね、ここも宅地となっていました。隣の糸満市の体育館なども同じように宅地となっていたと思うんですけどね、建物が建って。何で宮古島市だけ何十年もそういうふうに、埋め立てた後にどういふものを建てるよというふうなあれで申請したんだから、申請した後に建物が建っても表示変更する必要はないというふうなのは、これ本当かなと思うんです。それで、部長が答弁することも私は下地敏彦市長が答弁していることと理解したいと思うんですけど、全ての私は部課長が説明するのは市長の答弁だというふうに私は理解してですね、今後もやっていきたいと思っておりますので、正しければ正しいでいいですよ。これ答弁して。どうぞ、説明してください。

◎建設部長（下地康教君）

埋立地に関するご質疑がございました。お答えいたします。

基本的には埋め立てをする場合は、埋め立ての土地の用途というのをしっかりと設定をします。それで、例えば民間に売却する場合はですね、これは宅地という形で地目を設定して、売却をします。しかしながら、公共の場合はですね、公共用地の場合は目的の利用がはっきりしておりますので、基本的には雑種地

という形で登記をしまして、公共施設をつくるというふうにしております。

(議員の声あり)

◎建設部長(下地康教君)

つくった後もですね、公共施設であれば雑種地という形で問題はないというふうに理解しております。

◎議長(棚原芳樹君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題になっております16件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第8号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第4、議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、日程第5、議案第10号、宮古島市港湾施設管理条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第6、議案第1号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第8号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、日程第7、議案第2号、平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、日程第8、議案第3号、平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)に

対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第9、議案第4号、平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第10、議案第5号、平成27年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第4号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第11、議案第6号、平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第12、議案第7号、平成27年度宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第13、議案第11号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

次に、日程第14、議案第12号、狩俣小学校屋内運動場改築工事(建築)請負契約についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（棚原芳樹君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

次に、日程第15、議案第13号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

今の議案第13号、議決内容の一部変更について、反対の立場から討論をさせていただきます。

これまで本当に自治体規模に照らしても、将来負担がふえていくということで、これまで議会がね、兵庫県の同規模の施設の姫路みなとドームを視察をして、それが8億5,000万円でできていると、ほぼ同じ内容でできているということで、戻ってきたほぼ全員の議員が、宮古島市のスポーツ観光交流拠点施設のドームは、通称ドームは見直すべきだというような意見が大半だったと思うんです。それが、そういう中でどんどん、どんどん工事費が膨れ上がって、現在43億円というふうになっています。さらに、利用度が低いということで、利用度を上げるために、もしかすると、今当局はこれ以上、43億円以上上げるつもりはないという現時点でのお考えを示していますが、恐らくこれが使い勝手がいい施設になるためには、また何かの追加工事が予想されます。さらには、これが運営しても既に赤字が当初から見込まれているという状況の中で、私たちが想定しないようなことが次々と出てくる。将来負担になるということがもう目に見えている施設なんですよね。なので、本当にこれでいいのかということ、恐らく議員の皆さん心のうちではね、大丈夫かなと、将来これ大きな宮古島の負担にならんかなということは、市民の声は届いているはずなんです。なので、このことは本当に立ちどまってでももう一回精査する必要があるのではないかという立場から、この議案に反対いたします。

◎議長（棚原芳樹君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（棚原芳樹君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（棚原芳樹君）

挙手多数であります。

よって、議案第13号は可決されました。

次に、日程第16、議案第14号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（棚原芳樹君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、日程第17、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの報告第1号、専決処分の承認を求めることについてに反対の立場から討論をいたします。

いわゆる番号が国民一人一人に付されて、これが今進められていっているわけですが、番号が通知されていない人が多数残されています。その問題も指摘されているところなんですけども、そういう多くの不安や疑問が置き去りにされたまま、カードの普及や利用拡大を進めることは、いわゆる国民のプライバシーの侵害、プライバシーを危険にさらすものでしかないと考えます。また、個人番号交付でもトラブルが続いています。国は、そのトラブルの状況をなかなか明らかにしませんけども、カード交付に当たっての地方公共団体情報システム機構のシステムがふぐあいを起こして、多くの市町村でカードが交付できないということが起きていますね。ですから、さまざまな情報が個人番号カードに集積されることになりませんが、国による個人情報の掌握の強化、国民監視につながるの批判もあります。私は、国民にメリットどころか、プライバシー侵害などデメリットしかないマイナンバーは中止ないしは凍結すべきだという立場から、その上で廃止へ向けた検討が必要だという立場から、反対いたします。

◎議長(棚原芳樹君)

ほかに討論はありませんか。

◎亀濱玲子君

私もこの報告第1号、専決処分の承認を求めることについてに反対の立場から意見を述べたいと思えますけれども、この間、全国でも何件か、このマイナンバー制度が憲法違反であるというふうな提訴が行われているさなかでもあります。また、個人情報的大量に、データが流出して、それが悪用されるという弊害が指摘されている中で、私はやっぱり自治体ができる努力というのは慎重に事を進めるべきだというふうに考えるんですね。なので、この間私たちが指摘してきたことが払拭できない以上、今現行でも問題はないというふうなのが政府の見解でもある、政府の答弁でもありますので、宮古島市としてはこれについて慎重に対応していただきたいという立場から、反対したいと思います。

◎議長(棚原芳樹君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第1号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（棚原芳樹君）

挙手多数であります。

よって、報告第1号は承認されました。

次に、日程第18、報告第2号、専決処分の承認を求めることについてに対する討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

こういう事案は、何回かこれまでも議会に出てきているんですよね。そのときは、賛成したときもありました。それは、極めて悪質であるかどうかということなどを聞きながら、賛成した、過去にね、もあります。しかしながら、今建設部長の説明を聞いて、やっぱり私は民間にこれを指定管理する際ですね、やっぱり厳しく私は自分も意見を言ってきました。それは、丁寧に個別の相談を受けること。それは、指定管理者に任せるのではなくて、市の職員がこれに向き合うことということを私はかなり指摘して、指定管理は大丈夫かと、指定管理する弊害というものもあるよということを書いてきたところでもあります。この滞納する月数を見ていると、この間、市の職員が向き合って、丁寧にやらなければならなかったんじゃないかなというふうに思うんです。確かにそれは報告は受けたかもしれませんが、ですけれども、もしかするとこの中にもっと深刻な状況が個々のケースでないのかということが私は懸念される場所でもあります。なので、今建設部長の答弁から、報告は指定管理者から受けていましたということでしたけれども、私は市の担当が、あるいは市がしっかりとこれに向き合うと、この月数まで滞納しなくて、家賃を回収するということのできたのではないかなと思う立場から、今回この報告第2号、専決処分の承認を求めることについては反対します。

◎議長（棚原芳樹君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（棚原芳樹君）

これにて討論を終結いたします。

これより報告第2号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（棚原芳樹君）

挙手多数であります。

よって、報告第2号は承認されました。

次に、日程第19、派遣第1号、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、派遣第1号のとおり、2月17日に那覇市内自治会館で開催される沖縄県離島振興市町村議会議長会主催の議員及び事務局職員研修会参加のため、全議員26名を派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)



◎議長（棚原芳樹君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、この際お諮りいたします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、これを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（棚原芳樹君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（棚原芳樹君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもって平成28年第1回宮古島市議会臨時会を閉会します。

（閉会＝午後零時12分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成28年2月12日

宮古島市議会

議長 棚原芳樹

議員 平良敏夫

〃 新里 聰